



平成 25 年 12 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社グリーンクロス
代表者名 代表取締役社長 久保孝二
(コード番号 7533 福岡証券取引所)
問合せ先 取締役管理部長 松本光一郎
(電話番号 092-521-6561)

当社元従業員による不正行為に関するお知らせ

この度、誠に遺憾ではありますが、当社において下記の不正行為が行われていたことが判明いたしました。投資家の皆様及び市場関係者並びに多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要

本年 10 月下旬、当社における棚卸管理外の一部の商品の仕入に対応する売上の計上がない事が判明いたしました。この発生原因等について内部調査を進めてまいりましたがその結果、元従業員が約 7 年間にわたり仕入れた商品を不正に転売し、その代金を着服していた事実が判明いたしました。なお、内部調査及び元従業員の供述による被害総額は約 40 百万円におよぶ事が判明しております。

2. 業績への影響

当該不正行為による被害金額については、既に過年度決算等において費用計上されていきます。これらの費用計上を修正すると共に元従業員に対する求償債権を計上しても、現時点での回収可能性を考慮いたしますと、別途同額の損失を認識せざるを得ない状況であります。そのため、過年度決算等に与える影響は実質的に軽微と判断し過年度決算等の訂正は行わないことといたしました。

3. 今後の対応及び再発防止策について

元従業員については、既に懲戒解雇処分としましたが、刑事責任を追及するための刑事告訴や民事訴訟の提起による債権回収を行うべく、顧問弁護士と協議のうえ速やかに対応してまいります。

また、当該不正行為の再発防止策として、業者への発注、納品物の検収、代金の支払いに至る業務プロセスを再点検すると共に、発注した商品の受注との連動性にかかるチェック機能の強化を図り、内部牽制機能が有効に働くよう運用の徹底と強化を図ってまいります。具体的には以下の通りです。

(1) 業務管理体制の強化

① 当社仕入業務管理規程及び販売管理規程の周知徹底

当社仕入業務管理規程及び販売管理規程に則って仕入及び販売業務が実施されているか点検すると共に、同規程の周知徹底を行います。

② 社内モニタリングの強化

当社棚卸管理外商品に対する仕入及び販売業務プロセスについて業務責任者及び管理部による不定期のモニタリングを追加します。

(2) 内部監査の強化

内部監査室による定期監査の対象項目に売上と仕入との連動性に関する項目を追加し、監査機能を強化します。

4. 経営管理責任について

元従業員の不正を長年にわたり発見できなかった管理責任として、役員処分の以下のとおりとしました。

代表取締役社長 役員報酬 30%減額 (1ヶ月)

代表取締役専務 役員報酬 30%減額 (1ヶ月)

取締役 (3名) 役員報酬 10%減額 (1ヶ月)

以上